

10月から宅地防災対策の支援制度を拡充します ①

宅地のかさ上げ（擁壁含）、高基礎、曳き家・揚げ家、擁壁などの復旧工事を助成します！
完了した工事も対象となります。

1. 防災対策工事 受付期間 平成24年2月1日～平成30年3月31日まで

- ◆対象者 東日本大震災により半壊以上の判定を受け、住宅の再建のために下記工事を実施する所有者
- ◆対象宅地 個人が所有する居住に供する宅地が対象。営利を目的とする貸家、事業所などの宅地は対象外
- ◆対象工事・助成内容 いずれも対象経費の1／2を助成

(1)かさ上げ工事盛土工事…上限20万円

(2)かさ上げに伴う擁壁工事【拡充】…(1)に伴い地盤面から50cm以上の擁壁を建築、上限100万円

(3)高基礎工事【拡充】…住宅の新築、増改築に伴い、地盤面より50cm以上の基礎を建築、上限100万円

(4)曳き家又は揚げ家工事【拡充】…既存の基礎より、50cm以上の基礎を揚げる曳き家、揚げ家工事 上限300万円

2. 被災宅地復旧工事（擁壁など）【新設】 受付期間 平成24年10月1日～平成26年3月31日まで

- ◆対象者 東日本大震災により被災した宅地の所有者、管理者など。
- ◆対象宅地 個人の居住に供する宅地が対象。営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象外
- ◆対象工事・助成内容 いずれかの対象経費の1／2（上限150万円）を助成

(1)のり面保護工事（地盤面から高さが2mを超えるもの）

(2)擁壁の排水施設工事

(3)擁壁の地盤の補強及び整地工事

(4)擁壁の設置又は補強・補修工事（現地盤からの高さが50cm以上のもの）及び既設擁壁の除却工事

(5)地盤調査及び設計調査 など

◆対象とならない復旧工事

(1)応急復旧工事（例 土のう積みなど） (2)塀、フェンス、植栽 (3)技術基準を満たさない擁壁の復旧工事 など

国道45号の冠水対策 ② (杉の入～越の浦地区)

国道45号（杉の入～越の浦地区）は、震災により地盤沈下が生じており、大雨や高潮時には道路冠水がたびたび発生している状況にあります。

国道45号を管理する仙台河川国道事務所では、右図の700mの区間にについて道路嵩上げなどによる冠水対策を検討しています。今後、測量調査を11月末までに実施する予定です。



平成23年9月 台風15号による冠水状況



災害復旧事業の進捗状況 がけ関係 ③

■発注状況

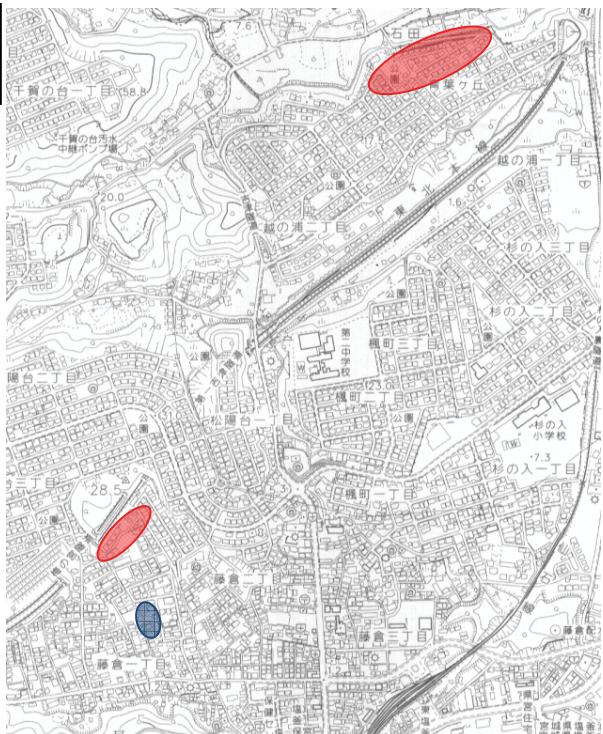
現在、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（藤倉一丁目）と、造成宅地滑動崩落緊急対策事業（藤倉二丁目、青葉ヶ丘）を進めております。

藤倉一丁目は、約7,500万円の予算で10月から工事予定です。

藤倉二丁目と青葉ヶ丘は、地質等を調査中です。合計3億400万円の予算で、藤倉二丁目は来年1月、青葉ヶ丘は2月から工事予定です。



左: 藤倉一丁目 上: 藤倉二丁目の現場



凡例

活動崩落緊急対策事業対象地区

地域防災がけ崩れ対策事業

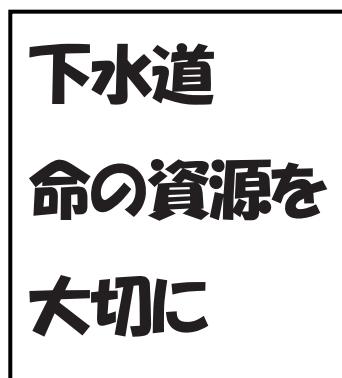
第8回下水道コンクール入賞者決定！ ④

小中学生の下水道事業への理解を深め、子どもたちの作品展示により、下水道事業や家庭などで水洗化普及の啓発を図る目的で、平成17年から開催し、今年で8回目を迎えます。各部門の「市長賞」をご紹介します。



【絵画ポスター部門】

玉川中学校2年 関内万智さん



【標語部門】

玉川中学校1年 山崎みいなさん



【書道部門・下学年の部】

第二小学校3年 小澤美月さん



【書道部門・上学年の部】

玉川小学校6年 佐藤彩依莉さん



【書道部門・中学生の部】

第二中学校2年 福原彩さん

問い合わせ先 : ① 都市計画課 定住促進課 022-364-1111 (内391)
: ② 都市計画課 022-364-2510
: ③ 土木課 022-364-1118
: ④ 下水道課 022-364-2193

HP <http://www.city.shiozama.miyanagi.jp/>

